

組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

(目的)

第1条 山口県学校生活協同組合（以下「学校生協」という）の組合員及びその家族が、学校生協の事業を利用すること及び利用代金を支払うことに関して以下のとおり定める。

(利用できる事業の範囲)

第2条 定款第6条に定める組合員は、学校生協が実施する事業、指定店、提携店を利用できる。

2 定款第6条第2項に定める組合員が利用できる事業の範囲は、学校生協が別途に定める「継続組合員取扱規則」によるものとする。

(利用限度額)

第3条 組合員の一回あたりの利用限度額を30万円（税別）とする。但し、現金支払いに関してはこの限りではない。

2 組合員の家族については、上記の利用限度額を10万円（税別）とする。

3 組合員及びその家族の一回払い及び分割払いの合計の利用限度額を50万円（税別）とする。

4 上記各項の限度額を超えて利用する場合には、事前に学校生協の了承を得なければならない。

5 了承なく本条の利用限度額を超えるときには、学校生協は組合員への供給を見送ることができるものとする。

6 指定店・提携店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第4条 組合員及びその家族は、換金や転売等の学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

(利用代金の支払方法)

第5条 定款第6条の組合員のうち県費職員の組合員の利用代金支払いは、原則として給与引去りとする。ただし、給与引去りができない場合には指定の振込用紙にて支払うものとする。

2 県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、指定の振込用紙にて支払うものとする。

3 前号以外に、持参払い、集金を希望する組合員は、学校生協と別途協議するものとする。

4 提携店で住宅等の利用に際しては、当該提携店と直接決済することができる。

(分割払いの方法)

第6条 分割払いの方法は「山口県学校生活協同組合指定店による販売および支払いに関する規程」の定める方法とする。

(債権譲渡の承諾)

第7条 組合員は指定店・提携店にて利用した代金が、学校生協に債権譲渡される場合があることを予

め承諾するものとする。

(支払義務)

第8条 組合員は利用代金を遅延なく支払う義務を有する。所定の期日を超えて入金されないときには、学校生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとする。

2 ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めて3ヶ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。

3 利用代金が支払い期限を越えてなお3ヶ月にわたって入金されないときは、次回請求時より第11条により遅延損害金を加算することができるものとする。

(団体扱い保険料支払い義務)

第9条 組合員は団体扱い保険料を遅延なく支払う義務を有する。

2 所定の期日を超えてなお入金されないときは、本人に通知のうえで脱退の扱いとする。

(期限の利益の喪失)

第10条 組合員は、利用代金の支払いを2ヶ月続けて怠った場合には、学校生協から通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(遅延損害金)

第11条 第8条第3項に定める遅延損害金の率は年14.6%を上限として適用することができる。

遅延損害金＝遅延額（未払残高）×遅延損害金利率÷365日×遅延日数

(請求書の再発行手数料)

第12条 学校生協は、組合員の利用代金が、所定の期日を超えても入金されず、再請求をする場合、再請求するための手数料を加算することができるものとする。

2 前項に定める再請求手数料は、1回あたり100円（別途消費税加算）とする。

3 上記各項の定める手数料は、再請求する都度に加算されるものとする。

(所有権の留保)

第13条 組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品の所有権は学校生協に留保されるものとする。

(事業の利用停止)

第14条 本規則第3条（利用限度額）の定めに違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができるものとする。

2 本規則第4条（換金、転売等の目的外利用の禁止）の事実が認められた場合、その他学校生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合には、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。

3 本規則第 8 条（支払義務）第 1 項の定めに違反する場合は、学校生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

（事業の利用停止の解除）

第 15 条 本規則第 14 条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、学校生協は、諸般の事情を検討したうえで供給事業の利用の停止を解除することができる。

（請求金額の確認）

第 16 条 組合員は、原則として請求金額の確認を毎月 13 日に発行する請求明細書（利用明細）にて行うものとする。

2 組合員は、請求明細書（利用明細）に疑義のある場合には遅滞なく学校生協に申し出るものとする。

（組合員資格喪失時の支払方法）

第 17 条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して精算しなければならない。

（連帯保証人及び返済計画書）

第 18 条 本規則第 5 条（利用代金の支払方法）第 6 条（分割払いの方法）第 8 条（支払義務）に定める支払方法を履行できないと学校生協が判断したときは、当該組合員は支払いの債務の元本、債務に関する遅延損害金を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

2 連帯保証人の極度額は 100 万円とする。

3 前項の連帯保証人より債務の履行状況に関する情報請求があったときには、学校生協は遅滞なく支払債務の元本、債務に関する遅延損害金についての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

（除名）

第 19 条 この規則にもかかわらず支払いの義務の不履行が認められる場合には、定款第 12 条（除名）の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

（協議解決）

第 20 条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

（合意管轄）

第 21 条 この規則に関わる一切の訴訟については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(周知)

第 22 条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。

- ①組合員への配付
- ②ホームページへの掲載
- ③事業所での掲示
- ④その他学校生協が定める適切な方法

(改廃)

第 23 条 学校生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他学校生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、理事会の決議によりこの規則を変更することができる。

附則

この規則は 2020 年 3 月 1 日から施行する。